

厚生労働大臣が定める掲示事項等について

当院は、以下事項について健康保険法および高齢者の医療確保に関する法律の規定に基づき
四国厚生支局愛媛事務所に届け出を行って診療している保険医療機関です。

2025年4月1日

【厚生労働大臣の定める施設基準の届け出事項】

当院は厚生労働大臣の定める以下の施設基準について届け出をしています。

- 医療DX推進体制整備加算1
- 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- 歯科外来診療医療安全対策加算2
- 歯科外来診療感染対策加算4
- 専門病院入院基本料(7対1)
- 診療録管理体制加算2
- 医師事務作業補助体制加算1(15対1)
- 急性期看護補助体制加算(25対1)(看護補助者5割以上)
 - 夜間急性期看護補助体制加算(100対1)
 - 夜間看護体制加算(急性期看護補助体制加算)
 - 看護補助体制充実加算2(急性期看護補助体制加算)
- 療養環境加算
- 重症者等療養環境特別加算
- 無菌治療室管理加算1、2
- 放射線治療病室管理加算(密封小線源による場合)
- 栄養サポートチーム加算
- 医療安全対策加算1
 - 医療安全対策地域連携加算1
- 感染対策向上加算1
 - 指導強化加算
 - 抗菌薬適正使用体制加算
- 患者サポート体制充実加算
- 報告書管理体制加算
- 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- 後発医薬品使用体制加算1
- バイオ後続品使用体制加算
- 病棟薬剤業務実施加算1
- データ提出加算2
- 入退院支援加算1
 - 入院時支援加算
 - 総合機能評価加算
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 排尿自立支援加算
- 特定集中治療室管理料5
- 緩和ケア病棟入院料2
- 入院時食事療養(Ⅰ)・食堂加算
- 外来栄養食指導料の注2に規定する施設基準
- 外来栄養食指導料の注3に規定する施設基準
- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん患者指導管理料イ、ロ、ハ、ニ
- 婦人科特定疾患治療管理料
- 外来放射線照射診療料
- 外来腫瘍化学療法診療料1
 - 外来腫瘍化学療法診療料の注9に規定するがん薬物療法体制充実加算
- 連携充実加算
- ニコチン依存症管理料
- 療養・就労両立支援指導料の注3に掲げる相談支援加算
- がん治療連携計画策定料
- 外来排尿自立指導料
- 肝炎インターフェロン治療計画料
- 薬剤管理指導料
- 医療機器安全管理料1、2
- 歯科治療時医療管理料
- 在宅療養後方支援病院
- 遺伝学的検査の注1に規定する施設基準
- BRCA1/2遺伝子検査
- がんゲノムプロファイリング検査
- HPV核酸検出及びHPV核酸検出(簡易ジェノタイプ判定)
- 検体検査管理加算(Ⅰ)、(Ⅳ)
- 国際標準検査管理加算
- 遺伝カウンセリング加算
- 遺伝性腫瘍カウンセリング加算
- 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- CT透視下気管支鏡検査加算
- 画像診断管理加算2
- ポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影
(アミロイドPETイメージング剤を用いた場合を除く。)
- CT撮影及びMRI撮影(64列、16列、1.5テスラ、3.0テスラ)
- 冠動脈CT撮影加算
- 乳房MRI撮影加算
- 抗悪性腫瘍剤処方管理加算
- 外来化学療法加算1
- 無菌製剤処理料
- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ)
- 運動器リハビリテーション料(Ⅰ)
- 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ)
- がん患者リハビリテーション料
- 歯科口腔リハビリテーション料2
- ストーマ合併症加算
- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- 皮膚悪性腫瘍センチネルリンパ節生検加算
- 組織拡張器による再建手術(乳房(再建手術)の場合に限る)
- 鏡視下咽頭悪性腫瘍手術(軟口蓋悪性腫瘍手術を含む。)
- 鏡視下喉頭悪性腫瘍手術
- 内視鏡下甲状腺部分切除、腺腫摘出術、内視鏡下パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)、内視鏡下副甲状腺(上皮小体)腺腫過形成手術
- 内視鏡下甲状腺部悪性腫瘍手術
- 乳腺腫瘍画像ガイド下吸引術(一連につき)(MRIによるもの)
- 頭頸部悪性腫瘍光線力学療法
- 乳がんセンチネルリンパ節加算1及びセンチネルリンパ節生検(併用)
- 乳がんセンチネルリンパ節加算2及びセンチネルリンパ節生検(単独)
- 乳腺悪性腫瘍手術(乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴わないもの)及び乳輪温存乳房切除術(腋窩郭清を伴うもの))
- ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術(乳房切除後)

厚生労働大臣が定める掲示事項等について

当院は、以下事項について健康保険法および高齢者の医療確保に関する法律の規定に基づき
四国厚生支局愛媛事務所に届け出を行って診療している保険医療機関です。

2025年4月1日

【厚生労働大臣の定める施設基準の届け出事項】

当院は厚生労働大臣の定める以下の施設基準について届け出をしています。

- 乳腺悪性腫瘍ラジオ波償却療法（一連として）
- 胸腔鏡下拡大胸腺摘出術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 胸腔鏡下縦隔悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 胸腔鏡下良性縦隔腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 胸腔鏡下肺切除術（区域切除及び肺葉切除術又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（区域切除で内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 肺悪性腫瘍手術（壁側・臓側胸膜全切除（横隔膜、心膜合併切除を伴うもの）に限る）
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（肺葉切除又は1肺葉を超えるもので内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術（気管支形成を伴う肺切除）
- 肺悪性腫瘍手術及び胸腔内軟部腫瘍ラジオ波償却療法（一連として）
- 胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）、内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術、胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）、陰腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（傍大動脈）
- 腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）
- 内視鏡的逆流防止粘膜切除術
- 腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）
- 腹腔鏡下胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- 腹腔鏡下噴門側胃切除術（単純切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下噴門側胃切除術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- 腹腔鏡下胃全摘術（単純全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合））及び腹腔鏡下胃全摘術（悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの））
- 腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）
- 胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うものに限る）
- 腹腔鏡下肝切除術（部分切除及び外側区域切除）（亜区域切除、1区域切除（外側区域切除を除く。）、2区域切除及び3区域切除以上のもの）
- 腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
- 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
- 腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剝離術
- 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下直腸切除・切断術（切除術、低位前方切除術、切除術）（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下腎悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）及び腹腔鏡下尿管悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術（経尿道）
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- 人工尿道括約筋植込・置換術
- 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
- 腹腔鏡下腔式子宮全摘術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに対して内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る）
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮頸がんに限る）
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術（胃瘻造設術（経皮的 内視鏡下胃瘻造設術、腹腔鏡下胃瘻造設術を含む。））
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る）
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮付属器腫瘍摘出術）
- 輸血管理料 I
- 輸血適正使用加算
- 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算
- レーザー機器加算
- 麻酔管理料（Ⅰ）、（Ⅱ）
- 放射線治療専任加算
- 外来放射線治療加算
- 高エネルギー放射線治療
- 1回線量増加加算（全乳房照射・前立腺照射）
- 強度変調放射線治療（IMRT）
- 画像誘導放射線治療加算（IGRT）
- 体外照射呼吸性移動対策加算
- 定位放射線治療
- 定位放射線治療呼吸性移動対策加算（その他）
- 画像誘導密封小線源治療加算
- デジタル病理画像による病理診断
- 病理診断管理加算2
- 悪性腫瘍病理組織標本加算
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 入院ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 酸素の購入単価
- 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（医科点数表第2章第9部の通則4を含む。）に掲げる手術

厚生労働大臣が定める掲示事項等について

当院は、以下事項について健康保険法および高齢者の医療確保に関する法律の規定に基づき
四国厚生支局愛媛事務所に届け出を行って診療している保険医療機関です。

2025年4月1日

【厚生労働大臣の定める施設基準の届け出事項】

当院は厚生労働大臣の定める以下の施設基準について届け出をしています。

【先進医療の内容とその費用に関する事項】

- 術後のカペシタビン内服投与及びオキサリプラチン静脈内投与の併用療法
28,800円（高度医療にかかる費用部分）
- 術後のアスピリン経口投与療法
高度医療にかかる費用部分無し
- 周術期デュルバルマブ静脈内投与療法
74,400円（高度医療にかかる費用部分）
- アスピリン経口投与療法
高度医療にかかる費用部分無し

【入院費食事療養費に関する事項】

- 当院は入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって年齢、症状による適切な栄養量および適切な内容の食事を提供しております。
- 当院では適時適温給食を実施しています。
- 医師の発行する食事箋に基づき、特別食を提供しております。

○入院時の食事療養の標準負担額

所得区分		標準負担額
義務教育就学後～ 69歳までの患者さん	70歳以上の患者さん	1食510円 (1日3食 1,530円)
区分ア	現役並みⅢ	
区分イ	現役並みⅡ	
区分ウ	現役並みⅠ	
区分エ	一般	
区分オ	低所得Ⅱ	1食240円 (1日3食 720円)
	低所得Ⅰ	1食110円 (1日3食 330円)

【保険外負担に関する事項】

- 個室使用料につきましては、その利用日数、種類に応じた実費のご負担をお願いしております。
個室A: 13,200 6東(613,615,616,617,618,620) 6西(663,665,666) 7東(713,715,716,717,718,720) 7西(763,765,766,767,768)
8東(813,815,816,817,818,820) 8西(863,865,866,867,868,870)
個室B: 13,200 5西(567,568,570,571,572,573,575,576,577,578,580,581)
個室C: 7,700 5東(526,527) 6東(623,625) 6西(673,675) 7東(723,725) 7西(773,775) 8東(823,825) 8西(873,875)
個室D: 16,500 5東(503,505,513,515,516,517,518,520,521,522) 7西(770)
個室E: 33,000 5東(501,502)
4床室: 2,090 6東(601,602,603) 7東(701,702,703) 7西(751,752,753) 8東(801,802,803) 8西(851,852,853)
- 各種証明書料等につきましては、種類に応じた実費のご負担をお願いしております。

【医科点数表等に規定する回数を超えて受けた診療であって別に厚生労働大臣が定めるものに関する事項】

- 脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅱ) 2,200円(税込)
- 運動器リハビリテーション料(Ⅰ) 2,035円(税込)
- 呼吸器リハビリテーション料(Ⅰ) 1,925円(税込)

【DPC対象病院に関する事項】

- 当院は入院医療費の算定に当たり、包括評価と出来高評価を組み合わせるDPC対象病院です。

- DPC係数 1.4648
(内訳)
基礎係数 1.0395
機能評価係数Ⅰ 0.328
機能評価係数Ⅱ 0.0973